

銚田市立銚田南中学校後援会会則

- 第1条 本会は銚田市立銚田南中学校後援会と称する。
- 第2条 本会の事務局は銚田南中学校に置く。
- 第3条 本会は銚田南中学校の教育の振興発展を図ることを目的とし、次の活動を行う。
- (1) 本会の目的を達成するために資金の調達
 - (2) スポーツ及び文化活動並びに施設の充実
 - (3) その他本会の目的達成のために必要な活動
- 第4条 本会の会員は銚田南中学校の保護者並びに本会の趣旨に賛同するもの（賛助会員と呼ぶ）をもって構成する。
- 第5条 本会に次の役員を置く。任期は1年とし、再任を妨げない。
- (1) 会長 1名 副会長 3名 監事 3名とする。
 - (2) 本会の会長、副会長、監事は役員会の推薦により総会の承認を得る。
- 第6条 本会に理事（若干名）、会計（2名）、書記（2名）を置き、これを会長が委嘱する。但し、書記、会計を教職員に委嘱するときは、学校長の承認を得るものとする。任期は1年とし再任を妨げない。
- 第7条 役員、理事、会計、書記の任務は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し会務を統轄し会議を司会する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理を務める。
 - (3) 監事は本会の会計を監査し、総会に報告する。
 - (4) 理事は役員会に出席し、本会の活動の推進を図る。
 - (5) 会計は会長の命を受けて一切の経理会務に従事する。
 - (6) 書記は会長の命を受けて会務に従事する。
 - (7) 役員会は、会長・副会長・理事を持って構成し、本会の事業計画、予算決算の審議に当たる。
- 第8条 総会は、毎年1回会長が招集する。必要に応じて臨時に総会を開くことができる。役員会は会長が必要と認めたとき、これを招集する。
- 第9条 本会の経費は会員は月額800円とし、徴収方法は生徒を通じて納入するものとする。賛助会員の会費は年額一口1,000円とし、徴収方法は振り込み、又は来校し納入するものとする。
- 第10条 本会の会計年度は毎年4月6日に始まり翌年4月5日を以て終わる。
- 第11条 この会則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。
- 第12条 この会則は昭和54年6月12日より実施する。

付則

1. 昭和58年5月20日，一部規約を改正する。(副会長を3名等)
2. 昭和60年6月8日，一部規約を改正する。(任期1年等)
3. 平成元年6月3日，一部規約を改正する。
(会員の会費は月額500円)
4. 平成9年4月11日，一部規約を改正する。
(改正内容 第5条(2) 第6条 第7条(7) 第12条)
5. 平成14年4月26日，一部規約を改正する。
(会員の会費は月額700円)
6. 平成17年4月28日，一部規約を改正する。(改正内容第10条)
7. 平成18年4月28日，一部規約を改正する。(改正内容第1条と会則名)
8. 平成24年4月21日，一部規約を改正する。(第10条削除)
9. 平成25年4月27日，一部規約を改正する。
(第9条，会員の会費：月額800円，賛助会員の会費：一口1000円，第6条,7条)

銚田市立銚田南中学校後援会慶弔規定

本規定を次の通り定める

- 第1条 本会の役員(会長・副会長・監事)・理事・学校長・書記・会計が死亡したときは，弔慰金5,000円を贈り，供物(一基)をし，代表は弔問する。
- 第2条 本校職員が死亡したときは，香料3,000円を贈り，代表は弔問する。
- 第3条 第1条・第2条に該当する者の配偶者か父母(同居)の死亡の時は香料3,000円を贈り，代表は弔問する。
- 第4条 本会の会員及び本会の生徒が死亡したときは香料3,000円を贈り，代表が弔問する。
- 第5条 本会の役員が辞任したときは，役員会の決議により感謝状を贈り謝意を表する。
- 第6条 本規定の適用を受けた者からの返礼は，これを受けないものとする。
- 第7条 その他の事項は，その都度役員が協議して決定する。
- 第8条 本規定は昭和54年9月7日より施行する。

付則

1. 平成9年4月11日，一部規約を改正する。(第2条 第5条)
2. 平成18年4月28日，一部規約を改正する。(改正内容 会則名)
3. 平成25年4月27日，一部規約を改正する。(第1条，顧問を削除)